

さつま交通観光株式会社

安全マネジメント

初版 平成25年12月1日制定

《輸送の安全に関する基本方針》

【安全は輸送のすべての根幹である】

私たちは、安全の確保がすべての輸送における根幹である事を深く認識し、すべてのお客様に「安全・快適」な旅を提供し、「安心」してご利用していただくことを最大の使命とします。

【安全方針】

1. 輸送の安全の確保がすべての根幹である事を深く認識し、輸送の安全に関する基本的な方針を全社員に周知徹底します。
2. 輸送の安全を確保するため目標を設定し、目標達成のために重点施策を定めて全社員で取り組みます。
3. 安全に関する法令、社内安全管理規定を遵守するとともに、絶えず輸送の安全の確保及び向上に努めます。

4. 輸送の安全に関する内部監査を実施し、是正・予防措置並びに継続的な改善に取り組み、適宜見直しを行います。
5. 輸送の安全に関する情報の共有化をはかり、安全管理体制を確立します。

《輸送の安全に関する重点施策》

輸送の安全に関する基本方針に基づいて、重点的に下記の施策を実施します。

1. 安全の確保が最大の使命であるという意識を徹底し、関係法令、安全管理規定に定められた事項を遵守する。
 - ア) 飲酒運転の撲滅。(宿泊先での禁酒・アルコールチェックの厳格化)
 - イ) 無事故・無違反。(さつま交通観光(株)全社員対象)
 - ウ) 運行前点検の完全実施・故障箇所の早期発見。
 - エ) 路上故障の防止
 - オ) 過労運転の防止と運行管理の適正管理実施。
 - カ) 乗務員の適正診断及び健康診断の適切な実施。

2. 輸送の安全確保のために効率的な投資を適切に行う。
3. 輸送の安全に関する内部監査を適切な時期に行い、継続的な改善を実施します。
4. 輸送の安全に関する組織体制を確立し、非常時に適確に対処できる連絡体制を確立します。
5. 安全に関する情報を共有できる体制を確立します。
6. 輸送の安全に関する教育・研修に関する計画を策定し、適確に実施すること。

《輸送の安全に関する計画》

1. 安全マネジメント委員会

会社経営者と安全統括管理者、運行管理者、整備管理者、乗務員代表で構成する「安全マネジメント委員会」を設置し、輸送の安全確保に関して定期的に会議を開催し、輸送の安全に関する計画の策定、実施、検証及びこれに基づく是正・改善を実施する。

2. 事故防止運動

安全マネジメント委員会による点呼立会、春・夏・秋・

年末年始の交通安全運動及び輸送安全総点検等において、全社的な交通事故防止運動に取り組みます。

3. 安全教育

ア) 年間教育計画を策定し、計画的に交通安全教育を実施します。

イ) 全乗務員に、交通法規遵守、安全運転、事故防止、危険予知等の教育研修を実施します。

ウ) 全乗務員に、運転技術向上、応急処置訓練等の教育を実施します。

4. ヒヤリ・ハット集

実際に体験したヒヤリ・ハット体験を収集し、全乗務員で情報を共有し、安全教育に活用します。

《輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理体制》

1. 社長は輸送の安全の事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保を最優先とするため主導的な役割を果たし、また現場における安全に関するあらゆる声を真摯に受けとめると同時に、社員に対し

て輸送の安全が最も重要であるという認識を徹底するため【安全はすべての輸送の根幹である】という輸送の安全に関する基本方針を全社員へ周知徹底するものとします。

2. 輸送の安全に関する計画の策定は、「策定」「実行」「チェック」「改善」P D C Aサイクルで常時実施し、安全対策を社員一丸となつて確実に遂行することで輸送の安全性の向上に務めると同時に、輸送の安全に関する情報を積極的に公表する。

《輸送の安全を確保するための事業の重点施策》

1. 全社員に、輸送の安全が最も重要であるという認識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
2. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うように努めます。
3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置及び予防措置を講じ輸送の安全に関する継続的な改善を実

施します。

4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を適確に伝達し共有します。
5. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、適確に実施します。

《車両点検整備の徹底》

1. 法定点検の順守
2. 点検項目に基づいた点検の確実な実施
3. 路上故障防止のため、エンジン（燃料系統、計器、冷却系等）、タイヤ、灯火類の常時点検
4. 車両保安基準に基づいた日常点検
5. 夏用、冬用タイヤの交換時期の適正化

《乗務管理の徹底》

1. 乗務員労務時間の徹底管理
 - ① 1日の運転時間は9時間とする。
2. 1日の実車乗務距離の上限を500kmとする。（それを

超える場合は2人乗務体制とする。)

3. 1日の総運転距離の上限を600kmとする。(それを超える場合は2人乗務体制とする。)
4. 深夜運行 (AM02:00~AM04:00) 時の2人乗務体制の実施
5. デジタコによる運行管理と情報の活用と共有

《安全マネジメント組織図》

- ☆ 「安全マネジメント組織図」は、
別紙①参照

《事故・災害発生時の緊急連絡体制組織図》

- ☆ 「事故・災害発生時の緊急連絡体制」組織図は
別紙②参照